【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

a　［略］

b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c　bの規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。

d　［略］
e　［略］
f　［略］
g　［略］

［(2)～(4)　略］

(5)　主要な経営指標等の推移

a　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第 17 条の 15 第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18)iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

a　［同左］
［加える。］

［加える。］

b　［同左］
c　［同左］
d　［同左］
e　［同左］

［(2)～(4)　同左］

(5)　主要な経営指標等の推移

a　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第 17 条の 15 第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に